

第 3 期 宍粟市地域福祉計画施策体系

基本理念 つながりをつくる みんなでつくる 宍粟のふくし	
基本目標 1 地域福祉を進める担い手を育てます	
基本施策① 福祉学習を推進し、地域福祉意識を普及啓発します	
市民に学ぶ機会を提供し、地域福祉意識の向上を図り、地域福祉活動への参加を推進します。また、子どもたちが福祉に関して学び、地域と連携した活動に参加する環境づくりを推進し、地域福祉に関する理解や関心を高めていくことをめざします。	主な取り組み ・市の職員による出前講座の実施 ・福祉学習や福祉体験の推進の支援
基本施策② 市民活動・ボランティアへの参加を促進します	
市民活動・ボランティア活動への支援を通じて、「楽しい」「やりがいがある」取り組みを提案し、地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	主な取り組み ・ボランティア活動に関する情報発信 ・将来の担い手づくりの推進
基本施策③ 地域福祉を担う人材を発掘・育成します	
関係機関と連携し、地域福祉を担う人材の養成講座の実施や地域福祉活動等への支援を行うことで、地域福祉を担う人材を発掘・育成します。	主な取り組み ・福祉人材の確保 ・各種養成講座・研修会の開催
基本施策④ 社会福祉法人による公益的活動を支援します	
市内の社会福祉法人と連携を図り、地域のニーズに応じた活動を促進するとともに、法人間のネットワーク形成を図ります。	主な取り組み ・社会福祉法人への活動支援

第 4 期 宍粟市地域福祉計画施策体系（案）

基本理念 つながりをつくる 断たずにつむぐ（織り成す） 宍粟のふくし	
基本目標 1 地域福祉を進める意識と担い手を育てよう	
基本施策① 福祉学習の機会を増やし、地域福祉を進める意識を育てます	
市民に福祉学習の機会を提供し、地域福祉を進める意識を育てます。また、子どもたちが福祉に関して学び、地域と連携した活動に参加する環境を推進することで、地域福祉に関する理解や関心を育てます。	主な取り組み ・市の職員による出前講座の実施 ・福祉学習や福祉体験の推進の支援
基本施策② 地域福祉に関わる機会をつくれます	
市民や資源（企業、団体など）が持っている地域を良くしたいという思いを行動に変える機会をつくれます。	主な取り組み ・ボランティア活動に関する情報発信 ・将来の担い手づくりの推進
基本施策③ 地域福祉を担う人材を発掘・育成します	
関係機関と連携し、地域福祉を担う人材の養成講座の実施や地域福祉活動等への支援を行うことで、地域福祉を担う人材を発掘・育成します。	主な取り組み ・福祉人材の確保 ・各種養成講座・研修会の開催
基本施策④ 社会福祉法人による公益的活動を支援します	
社会福祉法人による公益的活動（地域住民のつながりを強化する行事や災害時の福祉支援体制づくり、関係機関との連携強化のためのネットワークづくり）を支援します。	主な取り組み ・社会福祉法人への活動支援

基本目標 2 みんなで支え合う仕組みをつくります

基本施策① 地域住民等が集う場・拠点づくりを進めます	
<p>様々な人や世代を超えた交流が生まれるよう、場の提供等を通じて支援を行うとともに、地域の困り事を集約し解決する場や団体の活動拠点となるような拠点づくりを進めます。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通いの場」づくりの推進 ・既存施設等を活用した「拠点づくり」の推進

基本施策② 地域住民主体の見守り・支え合いの関係づくりを推進します	
<p>関係機関と連携し、地域住民がつながり、支え合うことのできる関係づくりを推進するとともに、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう、取り組みの充実を図ります。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り・支え合い活動の推進 ・小地域福祉活動の推進

基本施策③ 誰もが活躍できる機会を確保します	
<p>市民の誰もがあらゆる分野の活動に参加し、活躍できる機会の確保・提供を推進します。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が活躍できる取り組みの推進 ・分野を超えたつながりづくりの推進

基本目標 2 誰一人孤立させない地域をつくろう

基本施策① 世代や属性を超えて交流できる場や地域福祉・生活支援拠点づくりを進めます	
<p>世代や属性を超えて交流できる場や地域福祉・生活支援拠点づくりを進めることで、誰もが地域の一人として、「交わる」「参加する」ことで、支援する側・される側という一方向の関係性ではなく、お互いの存在を認め合い、役割を持つ地域づくりを進めます。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り・支え合い活動の推進 ・小地域福祉活動の推進

基本施策② 誰一人孤立させない地域づくりを進めます	
<p>地域住民主体の見守り・支え合いにより、誰一人孤立させない地域づくりを支援します。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り・支え合い活動の推進 ・小地域福祉活動の推進 ・アウトリーチによる支援

基本施策③ 多様な社会参加の機会をつくります	
<p>誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現をめざして、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保します。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が活躍できる取り組みの推進 ・分野を超えたつながりづくりの推進

基本施策④ 支える人を支える仕組みをつくります	
<p>地域福祉を担う人材や複雑化、複合化する課題を抱える人を支援する人が疲弊しないよう支える人を支える仕組みをつくります。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援会議等による役割分担 ・取組や支援の中核を担う機能の強化

基本施策⑤ 地域の防災力を高める取り組みを推進します	
<p>身近な地域における防災訓練等の取り組みを推進するとともに、高齢者や障がいのある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り体制の整備等、地域の防災力を高める取り組みを推進します。</p>	<p><u>主な取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 ・避難行動要支援者名簿の作成と支援体制の充実

基本目標 3 適切な支援が受けられる枠組みをつくります

基本施策① 相談支援体制・情報提供を充実します	
<p>困り事がある人や支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりや包括的な相談窓口の設置等を推進するとともに、福祉サービスについて、内容の周知や情報発信の方法等の充実に努めます。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチによる相談支援の推進 ・包括的な相談体制の強化

基本施策② 課題解決に向けた多様な主体のつながりを構築・強化します	
<p>庁内における連携体制を整備し、各事例に応じた支援を行うとともに、地域生活課題の解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化を行います。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内及び関係機関における連携の推進

基本施策③ 権利擁護等の取り組みを推進します	
<p>成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発、虐待防止対策等を通して、各制度等の理解促進を図るとともに、市民の権利を守ることができるよう取り組みを推進します。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の普及啓発 ・虐待の早期発見・早期対応

基本施策④ 支援を必要とする人への取り組みを推進します	
<p>生活困窮者、社会的孤立者、就労・居住に課題を抱える人への支援、罪を犯した人等への社会復帰の支援、自殺対策等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の早期発見と支援の推進 ・子どもの貧困対策の推進 ・自殺対策の推進

基本目標 4 安全で安心な地域をつくります

基本施策① 地域の防災力を高める取り組みを推進します	
<p>身近な地域における防災訓練等の取り組みを推進するとともに、高齢者や障がいのある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り体制の整備等、地域の防災力を高める取り組みを推進します。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 ・避難行動要支援者名簿の作成と支援体制の充実

基本施策② すべての人にやさしい地域をつくります	
<p>移動に困難を抱える人への支援や施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化、ウェブアクセシビリティへの配慮等を推進します。また、ハード面の整備だけでなく、地域の人々が相互理解を深め、お互いを尊重し合える社会づくりを推進し、すべての人にやさしい地域をつくります。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 ・公共交通の利便性の向上 ・手話通訳者・手話奉仕員の養成

基本目標 3 包括的支援と多機関協働の仕組みをつくろう

基本施策① 相談を包括的支援につなげます	
<p>生活困窮者、社会的孤立者、就労・居住に課題を抱える人への支援、罪を犯した人等への社会復帰の支援、自殺対策等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人などが相談した窓口に関わらず、必要な支援につながるよう関係機関の連携を強化します。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による連携の強化 ・包括的な支援体制の強化 ・生活困窮者の早期発見と支援の推進 ・子どもの貧困対策の推進 ・自殺対策の推進

基本施策② 福祉制度等の情報発信力の向上に努めます	
<p>市民や各種団体、事業者が必要とする情報の発信力の向上に努めます。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、SNS等による情報発信 ・関係機関との情報共有

基本施策③ 多機関協働による課題を解決する仕組みづくりを進めます	
<p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えた多様な主体のつながりにより支援する仕組みづくりを進めます。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内及び関係機関における連携の推進

地域福祉計画に内包する計画

内包計画① 宍粟市成年後見制度利用促進基本計画	
<p>身近な地域における防災訓練等の取り組みを推進するとともに、高齢者や障がいのある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り体制の整備等、地域の防災力を高める取り組みを推進します。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 ・避難行動要支援者名簿の作成と支援体制の充実

内包計画② 宍粟市再犯防止推進計画	
<p>平成28年12月に再犯防止推進法が施行され、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられました。犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がなく、刑事司法手続が離れると孤独・孤立した状態になる人も少なくありません。宍粟市では地域福祉計画に再犯防止推進計画を内包することで、再犯防止の取り組みを推進します。</p>	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での再犯防止に関する理解づくり ・犯罪をした人等への継続的な支援 ・更生保護の担い手の確保及び支援